

助成事業に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）における助成事業についての必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 助成事業とは、当協会が事業年度ごとに事業計画に基づき実施する事業を指すものとする。

(種類及び事業内容)

第 3 条 助成事業の対象となる種類及び内容（交付額、予算額、処分の禁止）は、別表 1 のとおりとする。

(対象者)

第 4 条 前条の対象者は、当協会の定款第 5 条「ア」「イ」「ウ」に該当する普通会员（以下「会員」という。）とする。ただし、当協会会費未納並びに社会保険等の未加入会員は、対象外とする。

(助成請求期間)

第 5 条 会計年度の 4 月 1 日から 2 月末日までに購入及び設置、装着等を完了し、支払いが終了するものでなければならない。請求は、別途定める場合を除き、原則として 2 月末日までに提出するものとする。

また、期間内であっても、予算に達した場合は、原則として助成しないものとする。

(交付請求)

第 6 条 会員は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の様式 1 により助成金を会長に請求するものとする。

(交付決定)

第 7 条 当協会は、前条により助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の提出があったときは、速やかに審査し、適正と認められたときは、交付決定通知書（様式 2）により会員に通知するものとする。交付決定を行った場合は、次に開催される理事会において報告するものとする。

(交付決定通知書)

第 8 条 当協会は、交付決定通知後、速やかに対象会員に助成金を交付するものとする。

(助成金の返戻)

第 9 条 交付対象となった会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当協会は会員に対し期限を定め、その返還を求めることができる。

(1) 第 3 条にある別表 1 に示した禁止期間に助成対象となったものの処分を行ったとき

(2) 有責事故または火災等により助成対象となったものが使用できなくなったとき

(3) 助成金交付請求書（助成事業実施報告書）に不正が判明したとき

(4) 第 3 条にある別表 1 に示した禁止期間に当協会を退会したとき

(助成事業実施後の報告)

第10条 当協会は、本制度を利用した会員に対して、成果報告を求めることができるものとする。

(細則)

第11条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議にて行う。

- 附則
1. この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
 2. この改正規程は、平成27年3月24日から適用する。
 3. この改正規程は、令和元年5月24日から適用する。

助成事業名称	21 自家用燃料供給施設整備支援助成事業助成金(全ト協)
対象機器等	<p>会員事業者(定款第5条(1)普通会員の(ア)又は、左記会員事業者の株式を50%超保有する持株会社を含む。ただし、対象になる施設は、当該持株会社傘下の会員事業者が使用するものに限る。)が鹿児島県内に指定数量(1,000 リットル)以上の軽油を保管する専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設または増設を伴う代替</p>
交付額及び条件	<ul style="list-style-type: none"> ・軽油供給施設の新設 100万円 ・軽油タンクの増設 30万円 <p>ただし、公募期間初日に申請が予算総額を超過した際は、1件当りの助成金額を減額する場合がある。</p> <p>○公募期間 令和6年8月1日～令和6年10月31日</p> <p>予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。</p> <p>※新設・増設の考え方</p> <p>原則、消防法による「危険物製造所等の設置・変更許可書」により、以下のとおり判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「設置許可書」：新設 ・「変更許可書」：増設 <p>ただし、「変更許可書」の変更理由が、設置場所住所、容量等タンクの増設に係る変更ではない場合は、新規と見做す場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定数量(1,000リットル)以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設または増設を伴う代替を行い、令和6年4月1日～令和7年2月28日までに消防(市町村等又は消防組合等)より危険物取扱所等の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了(支払い完了には割賦契約により導入した場合の「割賦契約の締結及び検収」を含む。)ものとする。 ・交付申請は、年度内1施設限りとする。 ・過去(平成20年～26年度、平成28～令和5年度)に同事業による助成金の交付を受けた会員事業者等は、助成対象外とする。 ・災害等の緊急時に当協会より優先的な軽油の供給要請があった場合に対応可能な会員を対象とする。 <p>また、次に掲げたものについては、本助成事業の対象外とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設 (2) 転売・貸与等、自家用目的以外の用途に使用する軽油供給施設の新設 (3) 既存の軽油専用タンクの修復及び補強 (4) 中古品またはリースによる軽油専用タンクの新設 (5) (新設の場合) 貯蔵する油種のうち軽油の割合が1/2未満の場合 (6) (増設の場合) 軽油の貯蔵量が増加しない場合 <p>注：全日本トラック協会の定める「自家用燃料供給施設整備支援助成金交付要綱」により助成要件等が変わる場合がある。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。

処分の禁止等	<p>助成対象となった施設、設備が取得より1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保を禁止する。</p> <p>処分の禁止に該当した場合は、助成金を全額返戻しなければならない。</p>
備 考	<p>【申請手続き及び実績報告等について】</p> <p>※自家用燃料供給施設整備支援助成事業の申請については、別途、全日本トラック協会が定める様式を用いること。自家用燃料供給施設の整備が完了したときは、速やかに実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>ただし、提出期限は、令和7年2月28日までとする。</p>